

## 要望

日付：2026/3/13

件名：放課後児童クラブ（学童保育）の待機児童に関する要望

### 1. 問題、課題

本要望は、先日、寒川町議会議員 ○○様、○○様へ提出した要望書から転記しており、長文となりますことをご了承ください。

#### 1. 要望の趣旨

令和8年度（2026年度）の放課後児童クラブの申込において、小学3年生の児童が利用できない結果となりました。

共働き家庭であり、両親ともに18時以降まで不在となるため、低学年児童を長時間自宅で一人で過ごさせることは、事故や防犯上の観点から極めて大きな不安があります。

本件は単なる利便性の問題ではなく、児童の生命・安全に直結する問題であり、先送りできない喫緊の課題であると考えております。また寒川町が掲げる「子育て支援」および「就労支援」の方針と、現状の学童保育の受け入れ体制との間には乖離が生じていると感じております。

#### 2. 現状の課題

##### （1）安全面の課題

低学年児童が放課後に長時間一人で過ごすことは、事故・犯罪・体調急変等のリスクが高く、児童の安全確保の観点から看過できない問題です。

##### （2）選考基準および運用の妥当性に関する課題

今回の不承諾通知は「定員超過」との記載のみで、具体的な不承諾理由が示されていません。学年差による基準は軽微とされている中で、3年生進級時に不承諾となっており、その判断理由が分からず、運用の妥当性に疑問があります。

また、「1日5時間以上」を満点とする現行基準では、フルタイム共働き世帯の実態が十分に反映されていないと考えます。

##### （3）制度設計上の課題

共働き世帯や多子世帯が増加している中、受け入れ定員が十分に確保されておらず、働く家庭ほど不利になる構造が生じています。

これは少子化対策および就労支援の方針とも逆行する状況であると考えます。

## 2. 改善案

本件は緊急性が高いため、中長期的な検討にとどまらず、速やかな対応を強く要望いたします。

### (1) 緊急的な受け皿の確保

現在の学童保育と同等の手厚い体制でなくとも、

- ・学校内の空き教室等を活用した
- ・見守りを主とする簡易的な居場所

について、令和8年度の暫定的な実施を含め、早急に対応していただきたい。

### (2) 柔軟な利用形態の導入

いわゆる「保育」ではなく、放課後の居場所として、

- ・利用時間の自由度が高い
- ・帰宅については家庭の責任とする

といった形態について、早期の試行実施を要望します。

### (3) 緊急性の高い家庭への個別対応

低学年児童で留守番が困難な家庭については、一時的な緊急受け入れ枠の設置や、代替措置の案内など、令和8年度中に具体的な対応策を示していただきたい。

### (4) 選考基準および結果説明の明確化

不承諾となる場合には、

- ・選考基準
- ・不足している点

について、速やかな説明を行い、保護者が対応策を検討できるようにしていただきたい。

### (5) 支援員確保に関する柔軟な運用について

支援員不足の解消策として、以下のような地域人材を補助員として積極的に活用する仕組みについて検討を要望します。

- ・高校生及び大学生による、長期休暇期間中の短期アルバイトの活用
- ・子育て経験のある保護者による、パートタイムや補助員としての参画  
(子どもを同伴した勤務が可能な仕組みとすることで、応募の裾野を広げる)
- ・ファミリー・サポート・センター事業について、

保護者が個別に支援員を確保する方式では、人材確保が困難であるうえ、各家庭の経済的負担も大きくなります。そのため、学童保育等の運営側が一括して人材を確保・活用し、町が主体的に地域人材を集約する仕組みの導入を要望します。

### 3. 改善後の効果

本件は一家庭の問題にとどまらず、町内の複数地区において同様の状況が生じていることや保護者が就労継続を断念せざるを得ないケースが発生していると聞いております。放課後の居場所が確保されないまま新年度を迎えることは、児童の安全面からも極めて問題があると考えます。

子どもたちの安全確保のため、速やかに具体的な対応が講じられることを強く期待いたします。

---

## 回答

<放課後児童クラブ（学童保育）の待機児童に関する要望>

【所管：生涯学習課】

#### （1）緊急的な受け皿の確保について

生涯学習課では、放課後に安心して遊べる場として、「ふれあい塾」を小学校の体育館で次のとおり、実施しています。

- ・対象：小学1～6年生
- ・実施日：月・水・金曜日（週3日・旭小及び小谷小は週2日）
- ・実施時間：4月～9月は、午後3時30分から午後5時  
10月～3月は、午後3時30分から午後4時30分
- ・体制：安全管理のために指導員及び見守りボランティアによる見守り

課題として、指導員・見守りボランティアの人員不足により、現時点で毎日受け入れる体制には至っていません。

#### （2）柔軟な利用形態の導入について

現在のふれあい塾は「放課後の子どもたちが自由に安全に遊べる場所」を提供する事業として、体育館で実施しており、指導員及びボランティアが見守りをしています。児童クラブのような手厚い形での保育ではないため、おやつなどありません。子どもたちは、学校から一度帰宅してから体育館に来て、帰宅時間も各家庭の判断に委ねる運用となっています。

ご提案いただいたとおり、放課後の子どもたちの居場所については、課題も多くあると認識しておりますが、教育委員会といたしましては、単なる「保育」の場ではなく、あくまでも教育的な意義のある場の提供を目指しております。

(3) 緊急性の高い家庭への個別対応

定員枠を増やすためには、新たに施設を建てるか学校内で利用が可能な教室を利用すること等を検討することになりますが、実際に保育ができるまでにはある程度の期間を要することになります。令和8年度から実証実験的に実施をするサマースクール事業についての分析につきましても、3年間待つことなく迅速に検討する必要があると認識しておりますが、やはり時間を要することになります。

今ご案内できる事業としては、ファミリーサポートセンター事業となりますので、まずはお預かりくださる会員さんがいられるかどうかをご確認いただきたいと思います。

(4) 選考基準及び結果説明の明確化

入所児童を決める際には、寒川町放課後児童クラブの利用の手引きに掲載している「寒川町児童クラブ入所判定基準」によって点数をつけることで優先順位をつけて、優先順位が高い児童から入所を決めており、その際、就労時間については12時から18時30分までの間で5時間以上の就労を最高点としております。不承諾となった理由としては、定員枠が埋まってしまったためとなります。児童クラブを退所する児童がいる場合は、不承諾となっている児童の中から優先順位の高い方を入所決定していくこととなります。

(5) 支援員確保に関する柔軟な運用について

様々なご提案をありがとうございます。

支援員の募集をすると、補助員や臨時補助員の応募はあり、ご提案の学生等の応募もありますので、長期休業中の雇用も行っておりますが、支援員の資格を保有している方の応募はほとんどない状況です。

支援員になるためには支援員研修を受講する必要があり、初めのうちは補助員や臨時補助員として勤務をしていき、ある程度経験を積んだところで研修を受けて支援員になる方が多い状況です。今勤務している補助員や臨時補助員の希望により支援員として育てていくという過程が必要となります。

支援員不足を解消していくことも大事ですが、定員枠を増やしていかないと待機児童の解消には繋がらないので、今後は定員枠を増やしていくことも検討してまいります。

ファミリーサポートセンター事業は、保育をするまかせて会員と保育を依頼するおねがい会員がいて、事務局でおねがい会員の要望に沿うまかせて会員をご紹介して、保育をする事業です。まずは登録していただき、事務局にご相談いただければと思います。